

鳥取県告示第六百十五号

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の三第三項及び森林法施行令の一部を改正する政令附則第五項の規定により都道府県知事が期日を定める場合の基準を定める省令(昭和三十七年農林省令第四十二号)第二項の規定により、昭和四十年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

昭和四十年十二月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

保安林の種類	同一の単位とされる保安林	皆伐面積の	単
	の所在場所	限	位
		度	区
			域
			名
水源かん養保安林	八頭郡のうち河原町及び郡	六二八・六二	八頭地区
	家町を除く地域	ha	